

**貸渡約款 変更のまとめ**  
**(2020年4月1日 改定)**

条項	新条文	旧条文
第3条(入会) 第4項	4.当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第48号令和元年7月1日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。	4.当社は、レンタカーに関する基本通達(国自旅第330号平成30年3月30日)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証、その他身元を確認する書類の提示(WEB申込においては、入会申込者の運転免許証、その他身元を確認する書類の電磁的方法による送信を含みます)、及びそれらの書類の複写の承諾を求め、会員はこれに同意します。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項第13号	1.会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。 (13)酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令に係る同法同条第6項の弁明書を受領したとき、その他、法令に違反する行為をしたとき。	1.会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格の停止又は会員資格の取消しを行うことができるものとします。 (13)酒気帯び運転等の道路交通法により禁じられた態様の運転をしたとき、道路交通法に基づく駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付したとき、その他、法令に違反する行為をしたとき。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第2項	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写しを当社に送付し、運転免許が更新された旨を届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項第1号に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写しを当社に送付し、運転免許が更新された旨を届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項(1)に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。
第7条(予約) 第6項	6.当社は、会員の希望するカーシェアリング車両の借受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。	6.当社は、会員の希望するカーシェアリング車両の借受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。
第7条(予約) 第7号	7.会員は、予約時に他の会員を追加運転者として登録することにより、予約申込を行った会員の管理下において、追加運転者にカーシェアリング車両を運転させることができるものとします。	7.会員は、予約時に他の会員を追加運転者として登録することにより、追加運転者にカーシェアリング車両を運転させることができるものとします。
第8条(貸渡) 第2項	2.当社は、会員が予約したカーシェアリング車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、予約されたカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のカーシェアリング車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。	2.当社は、会員が予約したカーシェアリング車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、予約されたカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のカーシェアリング車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。
第9条(本サービス利用料) 第5項	5.会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両にて有料道路又は時間貸し駐車場等を利用したときは、会員はその使用に係る利用料金等を負担するものとします。	5.会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両にて有料道路を利用したときは、会員はその使用に係る利用料金等を負担するものとします。
第26条(駐車違反及び速度違反の場合の措置など) 第5項	5.警察又は都道府県公安委員会から当社に対し駐車違反の連絡があった場合、当社は会員に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができるものとします。なお、会員が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、会員が反則金を納付したときは、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を控除した金額を会員に返還するものとします。	(新設)

	とします。	
第27条(事故処理) 第2項	2.会員は、前項によるほか自らの責任において <b>事故を解決するもの</b> とします。	2.会員は、前項によるほか自らの責任において <b>事故の解決に努めるもの</b> とします。
第30条(不可抗力事由による免責) 第2項	2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・ <b>スマートフォン</b> ・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社がカーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合には、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。	2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社がカーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合には、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。
第35条(個人情報の取扱い) 第5項第4号	5.当社は、会員のクレジットカード情報(カード名義・カード番号・有効期間)を、下記のとおり利用します。 (4)保存期間 クレジットカードの決済は、決済代行会社のシステムを利用 <b>するため</b> 、クレジットカード情報は、当社内のシステムでは保持いたしません。 ただし、 <b>会員がクレジットカード届出時</b> に、クレジットカード情報等を紙媒体でご提出いただく場合は、クレジットカード決済に関するお問い合わせに対応するため、当社内で一定期間保存し、当社が不要と判断した時点で廃棄いたします。	5.当社は、会員のクレジットカード情報(カード名義・カード番号・有効期間)を、下記のとおり利用します。 (4)保存期間 クレジットカードの決済は、決済代行会社のシステムを利用 <b>いたします</b> 。 クレジットカード情報は、当社内のシステムでは保持いたしません。 ただし、 <b>クレジットカード決済申込時</b> に、クレジットカード情報等を紙媒体でご提出いただく場合は、クレジットカード決済に関するお問い合わせに対応するため、当社内で一定期間保存し、当社が不要と判断した時点で廃棄いたします。
第38条(自動車メーカー等による車両情報の取得)	<b>第38条(自動車メーカー等による車両情報の取得)</b> 会員は、カーシェアリング車両に自動車メーカー、自動車販売会社および自動車メーカー等の提携事業者(以下「自動車メーカー等」といいます)のカーナビ等車載機器が搭載されている場合があり、自動車メーカー等が以下のとおり車両情報を取得する <b>場合があることを異議なく承諾</b> します。 (1)主な車両情報 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報等 (2)利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。 (3)本条に基づく車両情報の取得者及び責任者 自動車メーカー等 (4)保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。	(新設)
第41条(契約の細則)	当社は、本約款の実施に当たり、別途「 <b>ユーザーガイド</b> 」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ( <a href="https://share.timescar.jp/">https://share.timescar.jp/</a> )に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとします。	当社は、本約款の実施に当たり、別途「 <b>ご利用の手引き</b> 」等の細則及び利用条件等を定め、当社ホームページ( <a href="https://share.timescar.jp/">https://share.timescar.jp/</a> )に掲載することができるものとし、会員はこの細則及び利用条件等を遵守するものとします。
第42条(本約款等の変更) 第2項～第3項	2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 <b>41</b> 条記載の当社ホームページに掲載する方法 <b>または当該変更内容に照らし適切な方法</b> で会員に告知することにより行うものとします。 3.前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日 <b>または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日</b> より生ずるものとします。	2.本約款及び細則の変更は、変更内容を第 <b>40</b> 条記載の当社ホームページに掲載する方法で会員に告知することにより行うものとします。 3.前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日より生ずるものとします。
第47条(利用申込) 第2項	2.本サービスの利用申込をなす法人の場合、 <b>第2条第1項</b> の「会員」を「登録運転者」と読み替え、また第3条第3項第3号の規定を「与信審査の結果が、当社の定める基準を満たさないとき」と読み替えるものとします。また、前項の法人会員に対しては、本約款第3条(入会)、第5条(退会)並びに第6条(会員資格の停止及び取消)の各規定は、本サービスの利用申込、本サービスの利用終了並びに本サービスの利用資格の停止及び終了に関する規定として適用されるものとします。	2.本サービスの利用申込をなす法人の場合、 <b>第2条第2項</b> の「会員」を「登録運転者」と読み替え、また第3条第3項第3号の規定を「与信審査の結果が、当社の定める基準を満たさないとき」と読み替えるものとします。また、前項の法人会員に対しては、本約款第3条(入会)、第5条(退会)並びに第6条(会員資格の停止及び取消)の各規定は、本サービスの利用申込、本サービスの利用終了並びに本サービスの利用資格の停止及び終了に関する規定として適用されるものとします。
第47条(利用申込) 第5項	5.法人会員は、登録運転者に関する <b>第35条第3項第1号</b> 所定の利用情報について当社より提供を受ける場合、利用情報がプライバシー情報に該当する等、登録運転者の承諾が必要なときは、法人会員の責任において予め登録運転者	5.法人会員は、登録運転者に関する <b>第35条第6項</b> 所定の利用情報について当社より提供を受ける場合、利用情報がプライバシー情報に該当する等、登録運転者の承諾が必要なときは、法人会員の責任において予め登録運転者の承諾を得るものとします。

	の承諾を得るものとします。	
第 48 条 (法人会員の決済)	法人会員の決済は、第 11 条の規定によらず、 <b>タイムズビジネスサービス規約に定める方法により行うものとします。ただし、当社が認めた場合は第 11 条に定める方法により行うことができるものとします。</b>	法人会員の決済は、第 11 条の規定によらず、 <b>当社が別途</b> 定める方法により行うものとします。
第 49 条(期限の利益の喪失)	<p><b>第 49 条(期限の利益の喪失)</b></p> <p><b>1.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、タイムズビジネスサービス規約に基づく一切の債務及び本約款に基づく一切のサービスについて当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</b></p> <p><b>(1)仮差押、差押、競売の申請、破産若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき</b></p> <p><b>(2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき</b></p> <p><b>(3)自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、又は一般の支払いを停止したとき</b></p> <p><b>(4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合</b></p> <p><b>(5)会員が本約款に基づく法人会員としての利用資格又はタイムズビジネスサービス規約に基づくタイムズビジネスサービス会員として資格を取り消された場合</b></p> <p><b>2.法人会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求によりタイムズビジネスサービス規約に基づく一切の債務及び本約款に基づく一切のサービスについて当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</b></p> <p><b>(1)当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき</b></p> <p><b>(2)本約款又はタイムズビジネスサービス規約上の義務に違反し、その違反が本約款又はタイムズビジネスサービス規約の重大な違反となるとき</b></p> <p><b>(3)その他信用状態が悪化したとき</b></p> <p><b>3.法人会員は、前2項の債務を支払う場合には、当社の指定する口座に送金して支払うものとします。但し、当社が別途支払い方法を指定する場合は、当該指定の方法に従うものとします。</b></p>	(新設)

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。